

ごち網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
5-1-1	たい1そうローラーごち網漁業	定めなし	5トン未満	48キロワット(15)以下	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)、(2)及び(3)の海域を除いた大分県海域 (1) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から6度15分(真方位)の線と、国東市国東町来浦大崎鼻と山口県熊毛郡上関町祝島北端とを結んだ線の間における最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては、姫島の最大高潮時海岸線)から5,000メートルの距離の線以内の海域 (2) 国東市国東町来浦大崎鼻と山口県熊毛郡上関町祝島北端とを結んだ線と杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線との間における最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線以内の海域 (3) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線とハからニに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにコ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 美濃崎 ロ 美濃崎と関崎とを結んだ線上美濃崎から2,000メートルの点 ハ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から2,000メートルの点 ニ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線上大崎鼻から2,000メートルの点 ホ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 ヘ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ト 佐田岬 チ 関崎	7月1日から 12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)、又は豊後高田市に住所を有する者	周年
		定めなし	別記1のとおり	別記2のとおり	5月1日から 12月31日まで	国東市、東国東郡姫島村、杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年	

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
5-2-1	たい1そうごち網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と国東市国東町北江鼻から58度(磁針方位)の線との間における大分県海域	3月1日から 12月31日まで	国東市又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
5-3-1	きすローラーごち網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第2号、共第3号、共第4号及び共第5号の共同漁業権の漁場区域のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	4月15日から 9月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)、又は豊後高田市(旧西国東郡真玉町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
5-4-1	かれいローラーごち網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の海域であって、共第6号の漁場区域を除いた大分県海域。ただし、共第2号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内、その他の区域においては同1,000メートル以内の海域を除く。	5月11日から 8月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)、又は豊後高田市に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 3 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日までとする。
- 5 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。

別記(番号5-1-1 関係)

- 1 5トン未満(平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶は、7トン未満。ただし、当該船舶について、規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。
- 2 48キロワット(15)以下。ただし、次の各号に掲げる船舶にあつては、当該各号に定める馬力数とする。
 - (1) 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であつて、48キロワット(15)を超え330キロワット(70)以下の推進機関を備えていたもの 330キロワット(70)以下。ただし、当該船舶について、規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。
 - (2) 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であつて、330キロワット(70)を超える推進機関を備えていたもの 当該推進機関の馬力数以下。ただし、当該船舶について、規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。))を受けた者にあつては、この限りでない。